

1

動物の愛護及び管理 に関する法律とは

1 目的

人と動物の共生する社会

動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

この法律は、**人と動物の共生する社会の実現を図ること**を目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



2 概要

(1) 基本原則

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していくように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。また、動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境の確保を行わなくてはなりません。